

報告第8号

令和7年度つくばみらい市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき、令和7年度つくばみらい市下水道事業会計予算に定めた経費のうち翌年度に繰り越したものについて、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年5月29日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩

令和7年度つくばみらい市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国 県 交付金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業	200,422,000	6,000,000	194,422,000	64,759,000	94,400,000	35,263,000			道路整備計画との調整や国の補正予算による交付金の活用により、工事の発注に遅れが生じたため。
		ポンプ場建設事業	8,272,000		8,272,000	4,136,000		4,136,000			国の補正予算による交付金を活用する方針としたことから、業務の発注に遅れが生じたため。
		処理場建設事業	31,207,000		31,207,000	13,306,000		17,901,000			国の補正予算による交付金を活用する方針としたことから、業務の発注に遅れが生じたため。
		福岡工業団地第2期地区関連事業（雨水）	55,482,000	16,400,000	39,082,000	25,726,000	11,600,000	1,756,000			工事の着手にあたり、地元企業との調整に不測の日数を要したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国 県 交付金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 下水道事業費用	1 営業費用	管渠事業	6,270,000		6,270,000			6,270,000			真空ポンプの修繕工事にあたり、交換予定にない部品が摩耗していることが判明し、追加部品の調達に不測の日数を要したため。
		処理場事業	73,271,000		73,271,000			73,271,000			主ポンプの修繕工事にあたり、交換予定にない部品が摩耗していることが判明し、追加部品の調達に不測の日数を要したため。